

(別紙8)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	国東市

国東市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 国東市林業水産課
所在地 大分県国東市国東町鶴川149番地
電話番号 0978-72-5198 (直通)
FAX番号 0978-72-5182
メールアドレス ringyousuisan@city.kunisaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、実施計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カラス、サル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	国東市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹等	3,153千円 2.6 ha
シカ	スギ、ヒノキ、クヌギ、水稲、麦等	4,373千円 3.2 ha
アライグマ	—	— —
アナグマ	—	— —
カラス	—	— —
サル	—	— —
タヌキ	—	— —

(2) 被害の傾向

農林業従事者の高齢化・担い手不足により、荒廃林、耕作放棄地が年々増加する中、野生鳥獣の生息域が拡大傾向にあり、被害も依然として深刻化している。

「近年の被害傾向」

「イノシシ」中山間地（竹林、農地）を中心に被害が発生している。春期は田の畦の掘り起こし、初夏から秋にかけて水稲（早期・普通期）の倒伏、食害、冬期においては露地みかんの食害が主に見られる。

「シカ」スギ・ヒノキの剥皮や食害、再造林地における幼苗の食害、クヌギの天然更新時(春期)における新芽食害など、生育阻害が深刻化している。また、農林作物においては近年、農地にまで被害が及んでおり、田植え直後の稲苗、冬季の麦の若葉の食害、椎茸ほだ場や樹園地など、市内全域において被害が発生している。

「アライグマ」被害の報告はないものの、捕獲数が増加しており、繁殖力が高く、器用なため、防護がむづかしく、農作物だけでなく家畜や人間への被害も懸念されるため、生息数増加前に捕獲等の対策を図る必要がある。

「アナグマ」被害の報告はないものの捕獲数は増加傾向にあり、甘い果実を好むことから施設イチゴや畑地におけるスイカなど警戒が必要である。

「カラス」被害の報告はないものの、引き続き被害対策を図る必要がある。

「サル」少数ではあるが、市街地周辺での出没が頻発している。被害は微少であるが、頭数の増加による農作物被害の拡大、人身被害等の報告もあり、捕獲や追い払いによる対応を図る必要がある。

「タヌキ」大きな被害はないものの、食害と思われるものがあるため、被害対策を図る必要がある。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)
イノシシ	3,153	2.60	2,280	1.88
シカ	4,373	3.20	3,170	2.32
アライグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
サル	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—

(4)従来講じてきた被害防止対策

項 目	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲に関する取組	<p>生息個体数の早期調整、被害低減化を目的に、市猟友会有害鳥獣駆除部会による年間を通じた捕獲活動を実施、捕獲個体に対し報償金を支給する。</p> <p>捕獲技術の知識・向上を目的に、くくりわなや箱わな等の貸与を実施する。</p> <p>捕獲員の育成・組織強化を目的に、新規狩猟免許取得費用（わな猟及び銃猟）や銃砲点検費用助成を行う。</p>	<p>近年、わな猟捕獲従事者は増加傾向に転じているが、銃猟捕獲従事者については、銃の所持要件の厳格化等を要因に新規免許取得者が少なく、高齢化も相まって減少傾向にある。</p> <p>わな猟における捕獲個体の止め刺しにおいて銃器を用いるケースも多く、銃猟捕獲従事者の確保は緊急課題である。</p>
防護柵の設置に関する取組	<p>予防強化集落指定を受けた当該地域における広範囲での被害防止対策として金網柵設置費用の助成をし、環境整備を促進する。</p> <p>個人生産者、営農法人等における農林作物（水稻・麦、果樹、椎茸等）被害防止対策として、被害獣に応じて電気柵やシカネット設置費用を助成する。</p> <p>シカによる再造林地やクヌギの天然更新時における被害防止対策として、簡易ネットやシカネット設置費用を助成する。</p>	<p>個人生産者や営農法人、集落全体による積極的な防護対策への取り組みにより、被害防止対策の向上が図られている。しかし、諸事情により防護対策への取り組みが遅れている地域においては、被害が拡大傾向にあり、補助事業を活用し、早急な対策が必要である。</p> <p>また、防護柵設置後の維持管理において、管理者における高齢化が顕著であり、長期的な維持管理が困難になることが予想される。</p>
生息環境管理 その他取組	<p>耕作地や金網柵・シカネット等周囲における緩衝帯設置の普及推進を実施する。</p> <p>個人生産者や営農法人、集落地域に対して被害防止の観点から放任果樹の除去、農林作物の残渣処理の徹底などの普及啓発を行う。</p>	<p>個人生産者や集落における防護柵等の緩衝帯の整備について高齢化により長期的な維持管理が困難になっている。</p> <p>また、誘因要因となる柿などの放任果樹が依然とみられるため、早期な除去が求められる。</p>

(5)今後の取組方針

<p>「国東市鳥獣被害対策協議会」を開催し、有効な鳥獣被害対策方法の検討、実施に取り組み、情報交換等も含め緊密な連携強化を図る。</p> <p>大分県や近隣市との連携強化に向け、「東部地域鳥獣被害現地対策本部会議」により、広域的連携等を模索する。</p> <p>捕獲対策として、わな猟及び銃猟免許取得費用・銃砲点検費用の助成措置などを講じ、新規捕獲従事者の育成、体制強化に取り組む。また、くくりわなや箱わな等の貸与を行い、捕獲体制の強化を図る。</p> <p>防護対策として、単年度もしくは年次計画による、広範囲での防護柵（金網柵）整備を推進、個人生産者や営農法人等を対象とした防護柵（電気柵、簡易ネット、シカネット）整備を推進し、被害の低減に取り組む。特に防護柵設置周辺において箱わな等の設置により、防護と捕獲の相乗効果を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内全域を許可区域とし、市より有害鳥獣捕獲等従事許可証を交付された市猟友会有害鳥獣駆除部会員（狩猟免許取得者）により捕獲班を編成、銃器及びわな（箱わな、くくりわな等）による年間を通じた被害発生予察に伴う計画捕獲を実施し、捕獲活動支援金（捕獲報償金）を支給する。

防護柵設置地域において侵入を試みる鳥獣の習性や行動を予測し、箱わな等を設置、防護と捕獲による相乗効果を図る。

両子山周辺においてはシカの生息密度が極めて高いため、重点捕獲区域として関係機関との連携協力によりシカ捕獲対策に取り組む。

市民からの被害報告や追い払い、捕獲要請等に迅速かつ適切に対応するため、市鳥獣被害対策実施隊により活動展開を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

指 標	対象鳥獣	取 組 内 容
R8	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキ	捕獲罟の導入、狩猟者の確保・育成のため、対象者に狩猟免許初心者講習会の費用を補助する。
R9	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキ	捕獲罟の導入、狩猟者の確保・育成のため、対象者に狩猟免許初心者講習会の費用を補助する。
R10	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキ	捕獲罟の導入、狩猟者の確保・育成のため、対象者に狩猟免許初心者講習会の費用を補助する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>令和4年度から令和6年度における年間平均捕獲頭数は、イノシシ1,982頭、シカ3,783頭、アライグマ12頭、アナグマ508頭、カラス39羽、タヌキ92頭、サル0頭であり、令和7年度は6年度に比べ微増で推移している。現在、市猟友会有害鳥獣駆除部会による年間を通じた積極的な捕獲活動により、獣種によっては大幅な捕獲頭数の向上が得られている。また、新規捕獲従事者確保・育成に向け、狩猟免許取得費用助成等の取り組みにより、今後捕獲従事者の増員が見込まれており、更なる捕獲体制の強化が期待される。</p> <p>捕獲計画数については、過去の捕獲頭数の推移及び生息状況等の聞き取り、捕獲従事者数の増員等を含め捕獲計画数を設定するものとし、個体数の早期調整、農林作物被害の低減化に取り組む。</p>	

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	R8年度	R9年度	R10年度
イ ノ シ シ	3,000	3,000	3,000
シ カ	5,000	5,000	5,000
ア ラ イ グ マ	50	50	50
ア ナ グ マ	1,000	1,000	1,000
タ ナ キ	300	300	300
カ ラ ス	70	70	70
サ ル	5	5	5

捕獲等の取組内容
<p>市内全域を許可区域とし、特に生息数及び農林作物被害の多い箇所を中心に、捕獲従事者（狩猟免許取得者）による、年間を通じた捕獲活動を展開する。</p> <p>捕獲方法として、イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキを対象鳥獣に、銃器、箱わな、くくりわな、小動物捕獲器を使用、シカの生息数が多い地域においては、一斉捕獲装置を利用し、捕獲成果の向上に取り組む。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>農林作物被害防止を目的に、大型獣（イノシシ、シカ）の捕獲時に使用許可する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
国東市	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カラス、サル (平成7年4月1日許可権限委譲済)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ シカ	電気柵 7,000 m	電気柵 7,000 m	電気柵 7,000 m
イノシシ シカ	ネット柵 1,000 m	ネット柵 1,000 m	ネット柵 1,000 m
イノシシ シカ	鉄線柵 3,000 m	鉄線柵 3,000 m	鉄線柵 3,000 m

(2) 侵入防護柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、シカ	防護柵設置の普及推進、環境整備等について指導・助言、防護柵整備集落への定期点検を実施する。	防護柵設置の普及推進、環境整備等について指導・助言、防護柵整備集落への定期点検を実施する。	防護柵設置の普及推進、環境整備等について指導・助言、防護柵整備集落への定期点検を実施する。
イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキ	ケーブルTV・市報・防災無線等の活用及び関係機関との連携により、被害の最小限化に努め、集落環境整備の啓発、助言、捕獲、追い払い等を実施する。	ケーブルTV・市報・防災無線等の活用及び関係機関との連携により、被害の最小限化に努め、集落環境整備の啓発、助言、捕獲、追い払い等を実施する。	ケーブルTV・市報・防災無線等の活用及び関係機関との連携により、被害の最小限化に努め、集落環境整備の啓発、助言、捕獲、追い払い等を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

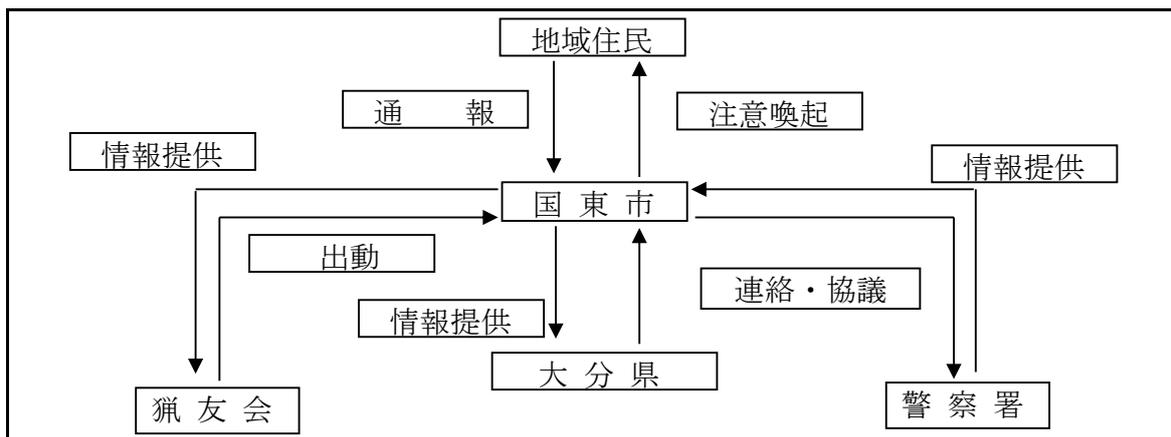
年度	対象鳥獣	取組内容
R8 ～ R10	イノシシ、シカ	個人生産者や営農法人、集落全体による耕作地や防護柵等の周囲における緩衝帯設置の普及推進を実施する。
R8 ～ R10	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、サル、タヌキ	ケーブルTV・市報等を活用して集落単位等における藪の刈り払いや放任果樹の除去、農林作物の残渣の適切な処理等の啓発、指導、助言等を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
国東市	関係機関との連絡調整、住民の安全確保、捕獲許可
国東市猟友会等	捕獲実施、住民の安全確保
国東警察署	関係機関との連絡調整、住民の安全確保
大分県東部振興局	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家処理及びペットフード用として一部利用以外は埋設・焼却する。いずれの場合においても、処理に携わる者が責任を持って処理すること。

8. 捕獲等をした対象鳥獣のペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等した鳥獣の利用方法

食品	-
ペットフード	イノシシ等の利用促進に向け、狩猟者への働き掛け等の実施
皮革	-
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 のものと体給餌、学術研究等)	-

(2) 処理加工施設の取組

-

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

-

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	国東市鳥獣被害対策協議会（H20. 10. 16設立）
構成機関の名称	役 割
大分県農業協同組合 東部事業部国東支店	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
大分県農業共済組合東部支所	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
国東市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
国東森林組合	森林被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
国東市農業委員会	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
国東市	会の総括 捕獲対策、防護対策事業等の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
大分県東部地域鳥獣被害現地対策本部 ・別府市有害鳥獣被害対策協議会 ・杵築市有害鳥獣被害対策協議会 ・国東市鳥獣被害対策協議会 ・日出町有害鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する 情報提供、集落点検活動等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員による組織構成とし、被害集落の指導点検・追い払い等、主として捕獲以外の被害防止対策に関する活動を行う「国東市鳥獣被害対策実施隊」を設置する。 構成：市職員（林業水産課職員及び狩猟免許取得者等） 定員：10名以内 必要に応じて、捕獲・駆除に関する専門的な知識や経験を有する民間隊員を任命し、被害の多発する集落において市民からの情報を元に有害鳥獣の捕獲を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県主催の鳥獣被害対策研修会（アドバイザー研修会）において、協議会構成員や市民に対して積極的参加の働きかけを行う。 鳥獣対策アドバイザーの認定者を増やすことにより、被害集落内における防止対策等の普及啓発活動を展開する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

大分県農業協同組合及び国東市農業委員会、国東森林組合、大分県農業共済組合等の組織と連携して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い、有害鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。
